

令和5年（2023年）

旭川市議会議案

第1回定例会

令和5年2月20日開会

令和5年 月 日閉会

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和4年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和4年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(旭川市事務分掌条例の一部改正)

第1条 旭川市事務分掌条例(昭和27年旭川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条総合政策部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項の次に次のように加える。

いじめ防止対策推進部

(1) いじめ防止対策に関する事項

行財政改革推進部

(1) 行政改革に関する事項

(2) 情報政策に関する事項

(3) 公共施設マネジメントに関する事項

(4) 財産(不動産及び不動産に係る権利に限る。)に関する事項

女性活躍推進部

(1) 男女共同参画に関する事項

第1条総務部の項第4号中「財産」を「財産(不動産及び不動産に係る権利を除く。)」に改める。

(旭川市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

第2条 旭川市行財政改革推進委員会条例(平成29年旭川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「行財政改革推進部」に改める。

(旭川市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 旭川市行政不服審査会条例（平成28年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「行財政改革推進部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

組織改正に伴い、旭川市事務分掌条例等の一部を改正しようとするものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市7条駐車場

2 指定管理者

旭川市6条通9丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 管理を行わせる公の施設
旭川市嵐山レクリエーション施設

- 2 指定管理者
旭川市東鷹栖東2条2丁目
グリーンテックス株式会社

- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 管理を行わせる公の施設
カムイスキーリンクス

- 2 指定管理者
旭川市3条通7丁目
一般社団法人大雪カムイミンタラDMO

- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年度旭川市一般会計予算について

令和5年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和5年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和5年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

5・1定

議案第 22 号

令和5年度旭川市水道事業会計予算について

令和5年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

5・1定

議案第 23 号

令和5年度旭川市下水道事業会計予算について

令和5年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市病院事業会計予算について

令和5年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例

旭川市宅地造成等規制法施行条例（平成13年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旭川市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

第1条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第2条の見出し中「障害物」を「基礎調査のための障害物」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第3条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条中「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「以下」を「次条から第6条までにおいて」に改める。

第4条の見出しを「（宅地造成等に関する工事の着手の届出）」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出し中「工事計画」を「宅地造成等に関する工事計画」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「工事」を「宅地造成等に関する工事」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「工事計画」を「宅地造成等に関する工事計画」に改め、同条第1項中「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第3項中「第5条及び第7条」を「及び第6条」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（宅地造成等に関する工事の完了検査等の申請）」に改め、同条中「第13条第1項の検査を受け」を「第17条第1項の検査又は同条第4項の確認を申請し」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（宅地造成等に関する工事中間検査の申請）

第9条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

第11条を第15条とし、同条の前に次の3条を加える。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第12条 法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の届出）

第13条 法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の規定の準用）

第14条 第3条から第11条までの規定は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	第12条第1項	第30条第1項
	次条	第14条において読み替えて準用する次条
第7条第1項	第16条第1項	第35条第1項
	第3項	第14条において読み替えて準用する第7条第3項
第7条第2項	第16条第2項	第35条第2項
第7条第3項	第4条	第14条において読み替えて準用する第4条
第8条	第17条第1項	第36条第1項
第9条	第18条第1項	第37条第1項
第10条	第19条第1項	第38条第1項
第11条	第21条第1項	第40条第1項

第10条の見出しを「(宅地造成等に関する工事等の届出)」に改め、同条中「第15条第1項から第3項まで」を「第21条第1項、第3項及び第4項」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第10条 法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「令和4年改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等に対するこの条例による改正後の旭川市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(以下「新条例」という。)の規定の適用については、令和4年改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等規制区域を同条第4項の規定により公示する日の前日までの間(以下「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。

3 旧法第8条第1項本文(令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事に対する新条例の規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

(説 明)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、旭川市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に、「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項」に、

「

建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき	146,000円
--	-------	----------

」を

「

建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき	146,000円
建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の特例認定申請手数料	1件につき	24,500円

」に、

「の規定に基づく壁面線の指定等がある場合の」を「又は第5項の規定に基づく」に、「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に、「1及び3又は4」を「1及び4又は5」に、「2及び3又は4」を「2又は3及び4又は5」に、

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合
 1件につき 35,000円
 （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定による低炭素化の促進に関する基準（以下「低炭素化の促進に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては、5,610円）

」を

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定による低炭素化の促進に関する基準（以下「低炭素化の促進に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては、5,610円）

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1件につき	35,000円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合 1件につき	17,400円

」に、「除く。）の住宅部分の認定を申

請する場合」を「除く。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）」に、

3 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「大臣が定める基準」という。）に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）

(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

戸数が2戸以上5戸以内のもの	1件につき 30,700円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、9,670円）
戸数が6戸以上10戸以内のもの	1件につき 44,300円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、15,900円）
戸数が11戸以上25戸以内のもの	1件につき 63,400円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、26,000円）
戸数が26戸以上50戸以内のもの	1件につき 95,400円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、42,700円）
戸数が51戸以上100戸以内のもの	1件につき 143,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、74,800円）
戸数が101戸以上200戸以内のもの	1件につき 203,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、103,000円）

	場合にあっては， 116,000円)
戸数が201戸以上 300戸以内のもの	1件につき 263,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては， 147,000円)
戸数が301戸以上 のもの	1件につき 300,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては， 159,000円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又 は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分 の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次 に定める金額	
床面積の合計が300 平方メートル以内の もの	1件につき 44,900円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては，10,700 円)
床面積の合計が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	1件につき 81,900円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては，27,300 円)
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1件につき 147,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては，74,800 円)
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のもの	1件につき 201,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては， 116,000円)
床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方 メートル以内のもの	1件につき 244,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては， 146,000円)
床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	1件につき 292,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあっては， 181,000円)
4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複 合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消 費性能基準等を定める省令第1条第1項第1 号イ並びに都市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項第1号の経済産業大臣，国 土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下 「大臣が定める基準」という。）に適合して いる旨の認定を申請する場合 次に掲げる低 炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住 宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建 築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応	

じ、それぞれ次に定める金額

」に、

4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合
1件につき 19,500円
（低炭素化の促進に関する基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は低炭素化の促進に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあつては、4,830円）

」を

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（低炭素化の促進に関する基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は低炭素化の促進に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあつては、4,830円）

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1 件につき	19,500円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合 1 件につき	10,700円

」に、「除く。）の住宅部分の変更の認

定を申請する場合」を「除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を

除く。）」に、「

3 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）	
(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
戸数が2戸以上5戸以内のもの	1 件につき 19,500円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、8,890円）
戸数が6戸以上10戸以内のもの	1 件につき 29,200円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、14,900円）
戸数が11戸以上25戸以内のもの	1 件につき 43,500円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、24,600円）
戸数が26戸以上50戸以内のもの	1 件につき 67,500円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、

	40,700円)
戸数が51戸以上 100戸以内のもの	1件につき 107,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 72,100円)
戸数が101戸以上 200戸以内のもの	1件につき 158,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 113,000円)
戸数が201戸以上 300戸以内のもの	1件につき 203,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 143,000円)
戸数が301戸以上 のもの	1件につき 226,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 153,000円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又 は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分 の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額	
床面積の合計が300 平方メートル以内の もの	1件につき 26,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 9,470円)
床面積の合計が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	1件につき 52,800円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 25,200円)
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1件につき 109,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 72,200円)
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のもの	1件につき 156,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 113,000円)
床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方 メートル以内のもの	1件につき 193,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 142,000円)
床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	1件につき 235,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 177,000円)
4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複 合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消	

費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル以内のもの

1件につき 33,800円
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録

	住宅性能評価機関から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準（以下「省エネ向上計画基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあつては、7,010円）
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき 38,200円 （適合証の交付を受けた場合にあつては、7,010円）

」を

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準（以下「省エネ向上計画基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあつては、7,010円）	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1件につき 33,800円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき 38,200円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき	17,100円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき	18,500円

」に、「うち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の認定を申請する場合」を「認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(1)に定める金額）」に、「

<p>3 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の認定を申請する場合 2(1)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ2(1)に定める金額</p>

」を

<p>3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）</p>	
<p>(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
戸数が2戸以上4戸以内のもの	1 件につき 31,400円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、10,600円）
戸数が5戸以上15戸以内のもの	1 件につき 54,200円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、22,600円）

戸数が16戸以上 45戸以内のもの	1件につき 97,300円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 50,200 円)
戸数が46戸以上の もの	1件につき 146,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 89,900 円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又 は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分 の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次 に定める金額	
床面積の合計が300 平方メートル以内の もの	1件につき 31,200円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 10,400 円)
床面積の合計が300 平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	1件につき 54,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 22,400 円)
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1件につき 97,100円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 50,100 円)
床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるもの	1件につき 146,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては, 89,700 円)

」に,

<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p>

床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき 18,900円 (省エネ向上計画基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は省エネ向上計画基準に係る変更のない場合(以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。)にあっては, 5,540円)
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき 21,100円 (適合証の交付を受けた場合等にあっては, 5,540円)

」を

<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める金額(省エネ向上計画基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は省エネ向上計画基準に係る変更のない場合(以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。)にあっては, 5,540円)</p>	
<p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p>	
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき 18,900円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき 21,100円
<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p>	
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき 10,600円

床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき	11,300円
------------------------	--------	---------

」に、「うち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の変更の認定を申請する場合」を「変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(1)に定める金額）」に、

<p>3 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の変更の認定を申請する場合 2(1)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ2(1)に定める金額</p>

」を

<p>3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p>	
<p>(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
戸数が2戸以上4戸以内のもの	1 件につき 19,800円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,340円）
戸数が5戸以上15戸以内のもの	1 件につき 36,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、19,900円）
戸数が16戸以上	1 件につき 68,500円

4 5 戸以内のもの	(適合証の交付を受けた場合等にあつては、44,400円)
戸数が4 6 戸以上のもの	1 件につき 108,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、79,400円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき 19,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,260円)
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 35,900円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、19,800円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 68,400円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、44,300円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 108,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、79,300円)

」に、「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に、「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項」に改める部分は令和5年5月26日から、建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の特例認定申請手数料に係る部分及び「の規定に基づく壁面線の指定等がある場合の」を「又は第5項の規定に基づく」に、「第55条第3項各号」を

「第55条第3項又は第4項各号」に改める部分は令和5年4月1日から施行する。

- 2 この条例（別表の改正規定中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に改める部分に限る。）による改正後の旭川市手数料条例の規定は令和元年6月1日から、この条例（別表の改正規定中「第38条の4第22項」を「第38条の4第24項」に改める部分に限る。）による改正後の旭川市手数料条例の規定は令和2年4月1日から適用する。

（説 明）

建築基準法等の一部改正に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津 寛 介

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(旭川市科学館条例の一部改正)

第1条 旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(旭川市大雪クリスタルホール条例の一部改正)

第2条 旭川市大雪クリスタルホール条例（平成5年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(旭川市彫刻美術館条例の一部改正)

第3条 旭川市彫刻美術館条例（平成6年旭川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(旭川市旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 旭川市旅館業法施行条例（平成12年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第1項第2号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設として指定された」を「指定」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理しようとするものである。

旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(本人の委任による代理人からの開示請求)

第3条 本人の委任による代理人から法第76条第2項の規定による開示請求があったときは、実施機関は、直ちに本人に対し、その旨及び法第77条第1項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(条例で定める開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により開示しな

なければならない情報として条例で定めるものは、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第8条第3号に掲げる情報とする。

（開示請求に対する措置）

第6条 実施機関は、法第82条第1項又は第2項の規定による決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときを除く。）をした場合において、これらの決定に係る保有個人情報の全部又は一部が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を同条第1項又は第2項の書面に付記するものとする。

（開示決定等の期限）

第7条 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合であっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る費用の負担）

第9条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報が記録された文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与により保有個人情報の開示を受ける者は、当該供与及び送付に要する費用を負担するものとする。

（訂正請求権）

第10条 実施機関に対する訂正請求は、法第90条第1項各号に該当しない自己を本人とす

る保有個人情報についてもすることができる。

- 2 第3条の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条中「第76条第2項」とあるのは「第90条第2項」と、「第77条第1項各号」とあるのは「第91条第1項各号」と読み替えるものとする。
- 3 実施機関に対して訂正請求をする場合においては、法第90条第3項の規定は、適用しない。

(訂正請求の手續)

第11条 前条第3項に規定する場合における法第91条第1項第2号の規定の適用については、同条中「に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該」とあるのは、「に係る」とする。

(訂正決定等の期限)

- 第12条 法第94条第1項の規定にかかわらず、訂正決定等は、訂正請求があった日から21日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を24日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(訂正決定等に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 訂正請求に係る保有個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立したものを除く。）及び訂正請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、訂正決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情

報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の訂正に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、訂正決定をするときは、訂正決定の日と訂正を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、訂正決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、訂正決定をした旨及びその理由並びに訂正を実施する日を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求等についての準用)

第15条 第10条から前条までの規定は、利用停止請求及び利用停止決定等について準用する。この場合において、第10条第2項中「第90条第2項」とあるのは「第98条第2項」と、「第91条第1項各号」とあるのは「第99条第1項各号」と、同条第3項中「第90条第3項」とあるのは「第98条第3項」と、第11条中「前条第3項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条第3項」と、「第91条第1項第2号」とあるのは「第99条第1項第2号」と、第12条第1項中「第94条第1項」とあるのは「第102条第1項」と、「第91条第3項」とあるのは「第99条第3項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」とする。

(審査会への諮問に係る規定の準用に関する読替え)

第16条 法第105条第3項の規定により同条第1項の規定を準用する場合においては、同項第3号中「場合」とあるのは「場合（当該保有個人情報の訂正について反対意見書が提出されている場合を除く。）」と、同項第4号中「場合」とあるのは「場合（当該保有個人情報の利用停止について反対意見書が提出されている場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例
の整備に関する条例

(旭川市まちづくり基本条例の一部改正)

第1条 旭川市まちづくり基本条例(平成26年旭川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「旭川市個人情報保護条例(平成17年旭川市条例第8号)」を「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(旭川市情報公開条例の一部改正)

第2条 旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」を「議会並びに本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2号中「が職務上」を「(本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号及び第22条第9項において同じ。)が職務上」に改める。

第7条第2号中「、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及びその他の公共団体」を「及び地方独立行政法人」に改め、同号ア中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号イ中「当該条件」を「法人等又は個人における通例として公開しないこととされ

ているものその他の当該条件」に改め、同条第3号中「犯罪の捜査」を「鎮圧又は捜査」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第4号中「市及び」を「実施機関及び」に、「地方独立行政法人及びその他の公共団体」を「及び地方独立行政法人（本市が設立したものを除く。）」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第5号中「市又は国等が」を「実施機関又は国等が」に改め、同号オ中「エ」を「カ」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号エを同号オとし、その次に次のように加える。

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であつて、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

第7条第5号ウ中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「市」を「実施機関」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

第8条中「又は識別され得る」を「若しくは識別され得るもの、個人識別符号が含まれるもの又は公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」に改める。

第15条第1項中「市」を「実施機関」に改める。

第17条第3項中「本市」を「実施機関」に改める。

第22条第1項中「旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号。以下「保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」、旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年旭川市条例第 号）」に改め、同条第2項第2号中「保護条例第24条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改める。

（旭川市暴力団排除条例の一部改正）

第3条 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(旭川市個人情報保護条例の廃止)

第4条 旭川市個人情報保護条例(平成17年旭川市条例第8号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る第4条の規定による廃止前の旭川市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第3項、第9条第3項又は第37条第3項の規定による職務上又は旧条例第9条第2項に規定する受託事務(以下「旧受託事務」という。)若しくは公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理の業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧受託事務に従事している者又は施行日前において旧受託事務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う本市の公の施設の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している者又は施行日前において指定管理業務に従事していた者

3 施行日前に旧条例第10条第1項、第2項(旧条例第21条第4項及び第21条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第3項(旧条例第21条第4項において準用する場合を含む。)、第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第21条の2第1項(これらの規定を旧条例第37条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止(次項において「開示等」という。)については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示等に係る処分に対する審査請求についての旭川市情報公開条例第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 5 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、施行日以後に当該旧個人情報の全部又は一部が記録された記録媒体以外の記録媒体に複製したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前項に規定する複製をされた旧個人情報の全部又は一部を同項に規定する方法により、施行日以後に当該記録媒体以外の記録媒体に複製したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。以後の段階にわたる複製についても、同様とする。
- 7 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報が記録された記録媒体（以下「旧個人情報記録媒体」という。）又は前2項に規定する複製をされた旧個人情報の記録媒体（以下「旧個人情報不正記録媒体」という。）を施行日以後に譲り受け、借り受け、又は所持したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報記録媒体又は旧個人情報不正記録媒体を施行日以後に譲渡し、又は貸し渡したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 施行日前に行った旧条例第28条の規定による命令に施行日以後に違反したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第2項各号に掲げる者以外の者が、附則第5項から第7項まで及び前項の行為をしたときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 11 附則第2項各号に掲げる者以外の者が、附則第8項の行為をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前7項の行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 13 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく旧個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 14 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説 明）

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭
的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し，
又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している
障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従
事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型
認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流さ
せるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者
については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第42条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第61条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従

業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第64条中「、第48条並びに」を「並びに」に改める。

第69条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第98条中「第42条から」を「第42条、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から」に改める。

第103条中「第42条、」を「第42条、第42条の2、第42条の3第1項、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第48条及び第64条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第42条の2（改正後の条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 指定障害児通所支援事業者等（指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。以下この項において同じ。）において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に改正後の条例第42条の3第2項（改正後の条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。）に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情

があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(説 明)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(旭川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第10条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第12条の6の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第17条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第17条の3第2項中「の提示」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示」に改める。

(旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「1,000円」を「500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中旭川市国民健康保険条例第10条第1項及び第17条第1項第1号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（第1条中旭川市国民健康保険条例第5条第1項、第10条第1項、第17条第1項第1号及び第17条の3第2項の改正規定を除く。）による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定（旭川市国民健康保険条例第5条第1項の改正規定に限る。）による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画

の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(説 明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更

を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「必要」を「その行う保育に支障がない場合に限り、必要」に改め、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にこの条例による改正後の旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第8条の3第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブ

ザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条及び第15条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

実施する」に改める。

第15条第1項中「児童福祉施設（助産施設を除く。）」を「児童福祉施設」に改める。

附則第3項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項」を「第36条第2項」に、「准看護師」を「准看護師（以下この項において「看護師等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に改正後の条例第7条の3第2項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「から第13条まで」を「，第12条」に改め，同項の表第13条の項を削り，同表第39条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

第2条 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「，第12条」を「から第13条まで」に改め，同項の表第12条の項の次に次のように加える。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第15条第1項の表第20条第1項の項中「保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）」を「保育」に改め，同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に，

「入所」を「同条第2項中「入所」に、「便所」を「便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」に改める。

附則第12項中「前2項」を「前4項」に、「又は市長」を「, 市長」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「, 市長」に、「者の」を「者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

12 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第11条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (8) 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

第12条ただし書中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「第33条第1

項若しくは第2項」を「第44条第4項」に改める。

附則第3項中「第6項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に改める。

附則第4項中「第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項中「及び前項」を「附則第6項」に、「もって」を「，及び前項の規定により保育士について看護師等をもって」に、「並びに市長」を「，市長」に、「者の」を「者並びに看護師等の」に改め，同項を附則第8項とし，附則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第5条第1項により置かなければならない保育士については，当分の間，1人に限って，当該認定こども園に勤務する保健師，看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし，満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については，子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し，かつ，当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，第12条ただし書の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 認定こども園において，この条例による改正後の旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第8号に規定する自動車を運行する場合であって，当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは，令和6年3月31日までの間，当該自動車にブザー等を備えて改正後の条例第11条第7号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において，当該認定こども園は，ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

(説 明)

自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定等を整備する等のために，旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例

旭川市助産施設条例（平成13年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

入所の要件を変更するために、旭川市助産施設条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

旭川市子ども医療費助成条例（昭和48年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号から第8号までを削り，第9号を第6号とし，第10号を第7号とする。

第3条第2項第3号を削る。

第4条中「について，次に掲げる者の区分に応じ，当該各号に定める」を「から附加給付の額及び食事療養標準負担額を控除した」に改め，同条各号を削る。

附 則

この条例は，令和5年8月1日から施行する。

（説 明）

助成の範囲を変更する等のために，旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の
一部を改正する条例

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年旭川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「精神障害者」を「精神障害者（15歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を除く。）」に改め、同条第1号中「3歳に達する日の属する月」を「15歳に達した日の属する年度」に、「基本利用料」を「基本利用料（15歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者に係るものを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（説 明）

助成の範囲を変更するために、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市奨学金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市奨学金支給条例の一部を改正する条例

旭川市奨学金支給条例（令和元年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 高等学校等に在学する者に係る給付型奨学金（第3条―第5条）

第3章 大学等に在学する者に係る給付型奨学金（第6条―第10条）

第4章 雑則（第11条―第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「に対し」を「及び大学等に在学する者に対し」に改める。

第2条中第4号を第6号とし、同条第3号中「生徒等の修学」を「生徒等又は学生等の就学」に、「に対し」を「又は学生等に対し」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 生計維持者 給付型奨学金の支給の申請に係る大学等に入学し、又は在学する者（以下「学生等」という。）の生計を維持する者をいう。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大学等 学校教育法に規定する大学（大学院を除く。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 高等学校等に在学する者に係る給付型奨学金

第3条第1号中「しようとする」を「する」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条第2号中「を受給」を「（以下「高等学校等就学費」という。）を受給」に改め、同条第5号中「以下この号において」を「以下」に改め、同条第6号ア中「次条において」を「以下」に改める。

第8条を第13条とする。

第7条第1項中「が偽り」を「、学生等又は生計維持者が偽り」に改め、同条第2項中「を返還」を「の全部又は一部を返還」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「前条第2項」を「第5条第2項（第8条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第5条の次に次の章名及び5条を加える。

第3章 大学等に在学する者に係る給付型奨学金

（支給の対象）

第6条 給付型奨学金の支給を受けることができる学生等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請年度の翌年度に大学等に入学し、又は在学する者であること。
- (2) 生計維持者が、申請年度の初日の属する年の1月1日の時点で、本市に住所を有していること。
- (3) 申請年度の翌年度において、生計維持者が学生等に係る高等学校等就学費を受給しないこと。
- (4) 支給の申請をする日（以下「申請日」という。）において、学生等又は生計維持者が旭川市奨学金貸付条例又は旭川市入学仕度金貸付条例に基づく貸付けを受けている場合にあっては、当該貸付けに係る滞納がないこと。
- (5) 申請日において、学生等及び生計維持者に市税の滞納がないこと。
- (6) 生計維持者に係る申請年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割の額を合計した額が、257,500円未満であること。この場合において、所得割の額の計算について必要な事項は、市長が別に定める。
- (7) 申請日において、市内若しくは近隣8町に所在する高等学校等又は学校教育法に規定す

る高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に置く通信制の課程に在学していること。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(8) 学業が優秀で性行が善良であること。

(給付型奨学金の額)

第7条 給付型奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 入学準備金 次に掲げる場合の区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 学生等が生計維持者と同居する場合又はこれに準ずると認められる場合 学生等（申請年度の翌年度に大学等に入学する者に限る。イにおいて同じ。）1人につき30万円

イ アに掲げる場合以外の場合 学生等1人につき50万円

(2) 奨学金 学生等（大学等の第1学年に在学する者を除く。）1人につき年額10万円

(支給の申請及び決定)

第8条 第5条の規定は、給付型奨学金の支給を受けようとする学生等について準用する。

(支給決定の変更の申請及び決定)

第9条 前条において準用する第5条第2項の決定を受けた学生等は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨学金の支給の休止及び廃止)

第10条 学生等が休学したときは、その期間中給付型奨学金（第7条第2号に規定する奨学金に限る。以下この条において同じ。）の支給を休止する。

2 学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、給付型奨学金の支給を廃止する。この場合において、その事由が発生した日以後の給付型奨学金は、支給しない。

(1) 旭川市奨学金貸付条例又は旭川市入学仕度金貸付条例に基づく貸付けを受けている場合であって、当該貸付けに係る滞納が認められたとき。

(2) 大学等から原級留置とされたとき（負傷、疾病等による場合であって、市長が特に認めるときを除く。）。

(3) 大学等を退学したとき（他の大学等に編入学をした場合等であって、市長が特に認めるときを除く。）。

(4) 給付型奨学金の支給を辞退したとき。

(5) その他市長が給付型奨学金を支給することが適当でないとき。

- 3 生計維持者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付型奨学金の支給を廃止する。この場合において、その事由が発生した日以後の給付型奨学金は、支給しない。
- (1) 学生等に係る高等学校等就学費の受給を開始したとき。
 - (2) 旭川市奨学金貸付条例又は旭川市入学仕度金貸付条例に基づく貸付けを受けている場合であって、当該貸付けに係る滞納が認められたとき。
 - (3) 本市に住所を有しないと認められたとき（やむを得ない事情があると市長が認めたときを除く。）。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

大学等に在学する者に係る給付型奨学金の支給に関し必要な事項を定めるために、旭川市奨学金支給条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

旭川市精神障害者医療費助成条例（昭和53年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、旭川市精神障害者医療費助成条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市公民館条例の一部を改正する条例

旭川市公民館条例（昭和34年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1中「

旭川市東旭川公民館 米原分館	旭川市東旭川町米原
同 桜岡分館	旭川市東旭川町桜岡

」を

「

旭川市東旭川公民館 桜岡分館	旭川市東旭川町桜岡
-------------------	-----------

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

旭川市東旭川公民館米原分館を廃止するために、旭川市公民館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市建築基準法施行条例及び旭川市地区計画等区域内建築物
の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築基準法施行条例及び旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市建築基準法施行条例及び旭川市地区計画等区域内建築物
の制限に関する条例の一部を改正する条例

(旭川市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）の一部を次のように改
正する。

第2条の5第1項第7号中「第53条第4項」を「第53条第4項，第5項」に改め，同
項第8号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め，同項中第
26号を第27号とし，第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ，第19号の次に次
の1号を加える。

(20) 法第52条第6項第3号の規定による認定

(旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例（平成2年旭川市条例第20号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第53条第1項から第4項まで及び第6項」を「第53条第1項」に改
め，同条第2項中「第53条第4項」を「第53条第4項，第5項」に改める。

第14条の2中「第53条第4項」を「第53条第4項，第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

建築基準法の一部改正に伴い、旭川市建築基準法施行条例及び旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例

旭川市営住宅条例（昭和54年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「親族（）」を「親族等（親族（）」に、「含む。」を「含む。）又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。」に改め、同項第3号中「親族」を「親族等」に改める。

第14条の2第1項及び第20条の2第1項第1号中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に入居の申込みをした者に係る入居者資格については、この条例による改正後の旭川市営住宅条例第4条第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

入居者資格等に係る規定を整備するために、旭川市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター (A) 新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 728,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・高・谷脇共同企業体
荒井建設株式会社
株式会社高組
株式会社谷脇組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 (条件付き) |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター (B) 新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 706,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・畠山・菅原共同企業体
株式会社廣野組
畠山建設株式会社
株式会社菅原組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 (条件付き) |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 238,315,000円 |
| 3 契約の相手方 | 弘友・鹿取永井・丸信共同企業体
弘友設備工業株式会社
鹿取永井工業株式会社
丸信衛生工業株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札(条件付き) |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 200,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東邦・藤川・石森共同企業体
東邦電設株式会社
藤川電設工業株式会社
石森電気工事株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札(条件付き) |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 工 事 名 (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事
- 2 契 約 金 額 597,300,000円
- 3 契約の相手方 道北機械・檜山共同企業体
道北機械株式会社
株式会社檜山鐵工所
- 4 契約の方法 一般競争入札(条件付き)

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約金額 12,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 旭川市●●●●●●●●
氏名 前田敬洋
資格 公認会計士

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号				路線名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8E	1	37	22	7・8条間24丁目1号線	8条通24丁目355番地の16地先 7条通24丁目358番地の38地先 基北川右岸河川敷地境

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号				路線名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8E	1	37	22	7・8条間24丁目1号線	8条通24丁目353番地の6地先 7条通24丁目358番地の138地先
8E	1	37	23	7条通23丁目1号線	7条通23丁目358番地の110地先 7条通23丁目358番地の64地先
8E	1	41	31	南1条通25丁目2号線	南1条通25丁目100番地の20地先 南1条通25丁目103番地の64地先
8E	2	164	25	春光6条2丁目3号線	春光6条2丁目3564番地の119地先 春光6条2丁目3564番地の130地先
8E	3	12	26	忠和7条6丁目6号線	忠和7条6丁目33番地の108地先 忠和7条6丁目33番地の60地先

8 E	4	9	2 0	神楽岡 8・10 条間 1 丁目 2 号線	神楽岡 8 条 1 丁目 3 番地の 3 0 0 6 地 先 神楽岡 1 0 条 1 丁目 3 番地の 5 0 0 5 地先
8 E	4	9	2 1	神楽岡 8 条 1 丁目 1 号 線	神楽岡 8 条 1 丁目 3 番地の 3 0 1 0 地 先 神楽岡 8 条 1 丁目 3 番地の 3 0 1 6 地 先
8 E	4	9	2 2	神楽岡 9 条 1 丁目 1 号 線	神楽岡 9 条 1 丁目 3 番地の 4 0 0 6 地 先 神楽岡 9 条 1 丁目 3 番地の 4 0 0 9 地 先

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
215,600円	令和5年2月3日	令和5年1月9日 上川郡鷹栖町南1条3丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
58,806円	令和5年1月6日	令和4年10月19日 旭川市東光4条6丁目	市 100%